ローバイガスとして排出されるものに限る。）		ガス量に〇・九を乗じた値と冷機状態でのNRTCによる排出ガス量に〇・一を乗じた値との和を暖機状態での〇・九を乗じた値と冷機状態での〇・一を乗じた値との和で除した値の平均値

別表第二の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては、一キロワット時当たり〇・一九グラム）
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	
軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	二十五パーセント	

を

軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	無負荷急加速時の測定	光吸収係数〇・五〇m^{-1}	

に

改め、同表の備考第六号中「自動車」を「軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）」に改め、同号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

六　法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項の規定は、適用しない。

別表第二の備考に次の二号を加える。

八　法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成十七年六月二十八日環境省告示第六十五号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇m^{-1}」とあるのは、「四十パーセント（定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては三十パーセント、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては二十五パーセント、定格出力が七十五キロワット以上五百六十キロワット未満の大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあつては二十パーセント）」とする。

九　法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて運行の用に供しようとする際、平成二十五年三月二十八日環境省告示第三十二号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていない軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車（平成二十二年三月十八日環境省告示第十七号による改正後の別表第一及び別表第一の二の適用を受けていないものを除く。）に係るこの表の適用については、粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項中「光吸収係数〇・五〇m^{-1}」とあるのは、「二十五パーセント」とする。

○環境省告示第三十三号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第三項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度（平成十八年三月環境省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日　　環境大臣　石原　伸晃

別表第一の一酸化炭素の項中「八モードによる測定」の下に「又はRMCによる測定」を加え、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項を次のように改める。

炭化水素	排気管から排出されるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定
			一走行による測定
	ブローバイガスとして排出されるもの	軽油を燃料とする特定特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	

一キロワット時当たり〇・八〇グラム		
〇グラム		

別表第一の非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「八モードによる測定」の下に「又はRMCによる測定」を加え、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の窒素酸化物の項中「八モードによる測定」の下に「又はRMCによる測定」を加え、「NRTCモード」を「NRTC」に、「四・四グラム」を「〇・五三グラム」に、「二・七グラム」を「〇・五三グラム」に改め、同表の粒子状物質の項中「八モードによる測定」の下に「又はRMCによる測定」を加え、「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を削り、同表の備考第三号及び第四号中「NRTCモード」を「NRTC」に改め、同表の備考に次の三号を加える。

五　RMCによる測定とは、特定特殊自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。